

## 「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>6 免税で課税資産の譲渡等を行う場合の手続 外国の大使館等又は大使等に対して免税で課税資産の譲渡等を行う場合の手続は、次に掲げる資産の譲渡等の区分に応じ、それぞれ次による。</p> <p>(1) 揮発油の譲渡 イ (省略) ロ 租特法第90条の3第1項第3号《指定給油所》に規定する指定給油所が譲渡する場合 (イ)～(ロ) (省略) (ハ) 免税指定店舗は、大使館等又は大使等から提出された外交官等用揮発油購入票を受領し、これを保存する。 (注) イ及びロに掲げる外交官等用揮発油購入証明書並びにロに掲げる外交官等用揮発油購入票については、揮発油税法(昭和32年法律第55号)及び<u>地方揮発油税法</u>(昭和30年法律第104号)についても同一の証明書等で免税購入手続を行うのであるから留意する。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p>	<p>6 免税で課税資産の譲渡等を行う場合の手続 外国の大使館等又は大使等に対して免税で課税資産の譲渡等を行う場合の手続は、次に掲げる資産の譲渡等の区分に応じ、それぞれ次による。</p> <p>(1) 揮発油の譲渡 イ (同左) ロ 租特法第90条の3第1項第3号《指定給油所》に規定する指定給油所が譲渡する場合 (イ)～(ロ) (同左) (ハ) 免税指定店舗は、大使館等又は大使等から提出された外交官等用揮発油購入票を受領し、これを保存する。 (注) イ及びロに掲げる外交官等用揮発油購入証明書並びにロに掲げる外交官等用揮発油購入票については、揮発油税法(昭和32年法律第55号)及び<u>地方道路税法</u>(昭和30年法律第104号)についても同一の証明書等で免税購入手続を行うのであるから留意する。</p> <p>(2)～(4) (同左)</p>